

民生委員・児童委員の協力活動

- 民生委員法第14条第1項第5号に「社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること」が規定。
- 「業務に協力する」とは、関係行政機関がその権限に基づいて継続して行う社会福祉に関する事務又は事業について協力すること。

＜具体例＞生活保護事務についての協力(生活保護法第22条)の例

- ① 要保護者を発見した場合には、ただちに市町村役場や福祉事務所に連絡すること。
- ② 本人、親族、知人又は近隣の者から保護の相談を受けた場合には、その申請手続きを教えたり、自ら福祉事務所に連絡すること。
- ③ ケースワーカーが要保護者の生活実態調査を行う際には、手持ちの参考資料を提供するなど積極的にこれに協力すること。
- ④ 要保護者について福祉事務所が保護の要否、種類、程度及び方法の決定をする場合、これに役立たせるため、必要に応じて参考意見を述べること。
- ⑤ 保護開始後の被保護者に対する生活指導について、福祉事務所が処遇方針及びその方法を決定するに当たり、必要に応じて参考意見を述べる他、ケースワーカーが行う生活指導をより一層効果あらしめるため、積極的にこれに協力すること。
- ⑥ 被保護者から相談を受けたり、その他の方法で被保護者の生活状態に変動があることを知り、かつ保護の変更、停廃止の措置を必要とする事由を発見した時は、市町村役場や福祉事務所に届け出ること。